

会費等納入規程

会費納入義務

- 第1条 会員は、定款第7条の規程により代議員総会において別に定める額（以下会費等という）の納入義務を負う。
- 2 会費等の納入義務は、4月1日在籍の会員及び新入会員とする。ただし新入会員（年度途中での入会者）はこの限りではない。
 - 3 退会日は、退会届けの提出日（消印等）を基準とする。
 - 4 定款第10条第2項の規程により、会員資格を喪失した場合においても、会費等の納入義務は、免除しないものとする。
 - 5 未納会費のある者が再入会を希望する場合は、未納会費ならびに延滞金を全納しなければ、再入会は認められない。

納入期限

- 第2条 会費等の納入期限は、毎年度5月30日とする。ただし新入会員（年度途中での入会者）はこの限りではない。

納入方法

- 第3条 会費等は、協会が法人契約するJCBカードにより納入することを基本とする。
- 2 但し、入会時は協会指定の口座に納入するものとする。
 - 3 第1項による納入日は、会員に対して1カ月前までに通知する。
 - 4 会員はJCBカードへの登録口座等に変更が生じた場合には、速やかに所定の手続きを行うものとする。
 - 5 JCBカードによる会費等の納入が不能であった場合は会員に通知する。
会員は通知日（通知書の消印日）から10日以内に協会の指定する口座に納入しなければならない。また、振込み手数料は当該会員の負担とする。
 - 6 会員が会費等の納入を第1項の規程によらない方法により行うことを希望する場合には、その理由を協会に届け出るものとする。
この場合においては、会費等を協会の指定する口座に納入期限までに納入するものとする。また、振込み手数料は当該会員の負担とする。

滞納に対する措置

- 第4条 会員が会費等を滞納した場合は、滞納した会費の納入に要した費用（督促及び法的手続き等に要した費用）及び延滞金を徴収することができる。延滞金は、1年度の延滞ごとに3000円とする。
- 2 会費の延滞期間においては、代議員、役員選挙権、被選挙権、法人の開催する事業に会員として参加する等、会員の権利を停止することができる。

領収証の発行

- 第5条 領収証を必要とする会員に対しては、申し出により、これを発行する。

規程の改廃

- 第6条 この規程の改廃は理事会において行う。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

改正 令和元年 11 月 10 日理事会決議。延滞金、会費未納者の再入会
この改正は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。